

エンディング
ノート付き

遺言...



相続

ハンドブック

行政書士が教える



相続って
どんなことをするの？

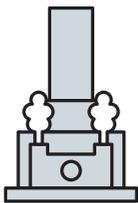
遺産分割協議に
期限はあるの？



私の『財産』を
大切な人に遺したい



お墓を
継ぐ人がいない...



CONTENTS

p. 1 ごあいさつ

p. 2	01. 相続の基本
p. 6	02. 遺産分割協議
p.10	03. 遺言
p.14	04. 在日外国人の相続
p.20	05. 建設業許可の相続
p.26	06. 終活
p.30	07. 自動車の相続
p.34	08. 成年後見制度
p.38	09. 著作権の相続
p.42	10. デジタル遺産
p.46	11. 空き家と相続
p.50	12. 親なきあと問題
p.54	13. 墓じまい
p.58	14. 風俗営業の相続

p.62 **新委員会の紹介**

p.66 **付録1 “もしも”家族が亡くなった時の手続きリスト**

p.72 **付録2 エンディングノート『終活スターティングノート』**

p.90 **プエンテ バックナンバー**

p.92 **会長あいさつ**

編集後記



行政書士が教える

相続ハンドブック



■ごあいさつ

あなたの『かかりつけ行政書士』は見つかりましたか？

誰にでも降り掛かってくるもの、そう「相続問題」です。皆さんのまわりでも「相続で親族同士が揉めた」「手続きが煩雑で大変な思いをした」という話が転がっていませんか？

今号のプエンテは『相続』がメインテーマです。「相続に関する冊子なんていくらでもあるよね～」という声が聞こえてきそうですが、『行政書士が教える相続ハンドブック』ですので、ひと味違います。手にとって読む価値は十分あります。

『相続』が避けられないものであるならば、しっかりと準備をして迎えればいいのではないのでしょうか。

この冊子の中に、あなたの『かかりつけ行政書士』がいるはずですよ！そして、困ったときは行政書士に相談してください。

『プエンテ』とはスペイン語で「橋」という意味です。今、手に取っていただいた『プエンテ』には「行政書士の仕事を少しでも多くの方に知っていただきたい」という東京都行政書士会広報部一同の思いが込められています。この『プエンテ』が皆様と行政書士との「懸け橋」となることを願ってやみません。

東京都行政書士会 広報部長 榎本 晃

Q

相続って簡単にいうと
どんなことをするのですか？

A

亡くなった人(被相続人)が持っていた
財産を相続人たちで分けるようなことを
します。

例えば、銀行の口座を解約したり、公共
料金の支払い方法や、車や不動産の名義
を変更したりすることです。

相続の手続きはした方が良いですか？

なるべく早めにした方が良いです

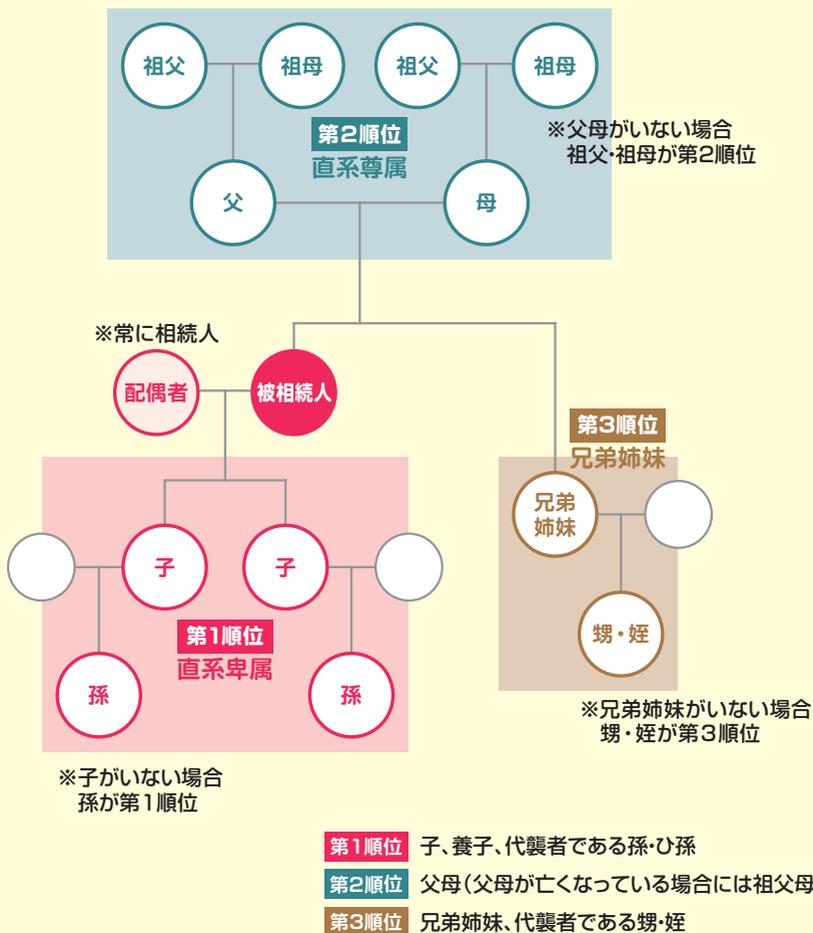
例えば、手続きをしないで長年放置した結果、相続する世代が次世代となり、相続人が増えてしまうことがあります。

その場合には、会ったこともない親戚を探し出して、その方と協力しながら手続きをすることになり、大変な手間と時間がかかるおそれがあります。

相続人って？

被相続人の配偶者、子、父母、兄弟姉妹など、法律において相続する権利があると認められている人を法定相続人といいます。

■法定相続人の範囲と順位



遺産って何がありますか？

遺産とは、被相続人が亡くなった時に持っていたすべての財産を言います。不動産や預貯金などのプラスの財産だけでなく、借金や未払い金などのマイナスの財産も遺産になります。

プラスの財産

- 不動産
- 預貯金
- 現金
- 有価証券
- 自動車
- 著作権（財産権） など



詳しくは
30ページ

詳しくは
38ページ

マイナスの財産

- 借金
- 医療費や光熱費などの未払い金
- 未払い税金 など



色々なものがあるんだニヤ

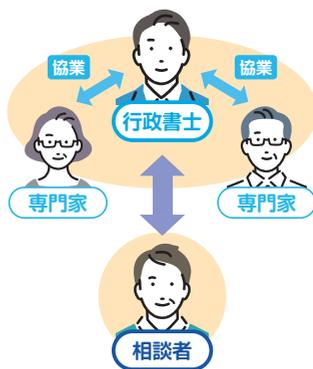


行政書士に頼むと どんなことをしてくれますか？

相続手続きに必要な書類の作成や収集を行い、相続人が相続財産をきちんと取得できるようにするお手伝いをします。

具体的には戸籍謄本等の各種証明書の収集を行い、相続関係説明図や遺産分割協議書などの書類を作成します。

銀行での手続きのお手伝いや、納税や不動産の名義変更が必要な場合には他の専門家と協業しながら手続きを進めていきます。



相続の専門家として 何かアドバイスはありますか？

将来、相続について心配があるようでしたら、遺言書を作ることをおすすめします。

特にお子さんのいない方は、甥や姪が相続人になることもありますので、遺言でしっかりとご自身の財産をどのように相続させたいのを書いておくとうれしいと思います。



Q

遺産分割協議に 期限はあるの？

A

遺産分割協議自体には期限はありませんが、令和5年4月1日より相続開始の時から原則10年経つと特別受益や寄与分を考慮した遺産分割ができなくなりました。

相続の注意点

相続人の中に、未成年の方がいる場合は特別代理人、認知症や知的障がいの方がいる場合は成年後見人、行方不明の方がいる場合は不在者財産管理人の選任が必要のため、相続が複雑になり長期化します。

なお、成年年齢が18歳に引き下げられたことで、令和4年4月からは18歳や19歳の相続人も単独で遺産分割協議に参加できるようになりました。

いずれにしても、遺言があれば原則代理人等を選任せずに手続きを進めることができます。ぜひ遺言を作成してください。

令和5年4月に 遺産分割のルールが変わりました!



所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しで、民法等の一部改正と相続土地国庫帰属法が成立しました。

遺産分割については、遺産分割の長期未了状態の解消を促進するため、相続開始(被相続人の死亡)時から原則10年経過した後にする遺産分割は、特別受益や寄与分を考慮した具体的相続分ではなく、法定相続分によることとなります。ただし、期間満了前に家庭裁判所に遺産分割請求をした場合は除かれます。

また、令和6年4月から相続登記の申請が義務化されますので、相続財産に不動産がある場合は更に注意が必要です。

相続業務の現場最前線!?

世の中では押印廃止が進んでいますが、相続の世界では実印と印鑑証明書で本人確認をしているため、まだまだ押印廃止とはならないようです。

金融機関では窓口受付だけではなく郵送で手続きできる所も増えてきていますが、証明書や遺産分割協議書等の原本還付に時間がかかるため、今でも窓口で手続きをしているというのが現実です。



相続手続きの進め方

STEP

1

ご相談

死後事務
(役所の届出等)は
終わっていますか?

STEP

2

相続人調査

戸籍の収集・相続関係説明図
(法定相続情報一覧図)の作成

STEP

3

財産調査

金融機関の残高証明書取得、
不動産の登記簿謄本・固定資産評価証明書等取得

STEP

4

遺産分割協議書の作成

特別受益等
専門的アドバイス

STEP

5

相続人全員に署名捺印をもらう

STEP

6

金融機関の相続手続き

STEP

7

不動産の登記

司法書士と連携

STEP

8

相続税の申告

税理士と連携

STEP

9

各相続人への相続財産の分配

※上記は相続手続きの一例です。

行政書士に、遺産分割協議書や相続関係説明図の作成など一部でもご依頼いただく
ことができます。

Point

他の業務と関連なく遺産分割協議書や相続関係説明図のみの作成ができるのは、**行政書士と弁護士に限られます。**

相続って大変!

家族が亡くなって色々で大変な時、遺産分割協議や相続手続きをしなければいけないとは思っても、いったい何から手を付けていいのか分からないし、調べても平日に役所や金融機関に行く時間がない…。そんな時は、ぜひ行政書士に相談してみてください。

相続人を確定するために必要な戸籍の収集を自分でやってみただけれど、思ったより大変で途中で断念して行政書士に依頼したという方もたくさんいます。行政書士に依頼すると、遺産分割協議書作成時には、法定相続人だけでなく、生前贈与などの特別受益の考慮や様々な制度についてアドバイスがもらえるので安心です。

また、時間のかかる金融機関の手続きも手間が省けますし、不動産の名義変更や相続税の申告など、他士業とも連携しているのでワンストップで対応してもらえます。



Column

所有者不明土地の解消に向けた法改正の一環として令和5年4月から、隣地の木が越境している場合に、枝を切るよう催促して相当期間が経過しても応じてくれないときは、自らその枝を切り取ることができることになりました。(民法第233条)



Q

お世話になった人に、
私の“財産”を^{のこ}遺したい!

A

「遺言」で、あなたの想いを実現しましょう。

「私の生前の想いを実現して欲しい!」そんなあなたの想いをかなえる手段が遺言です。

遺言を書くことにより法定相続分以外の分け方や、法定相続人以外の第三者に財産を遺すこと(遺贈)も可能です。

私たち行政書士は、相談者の想いをお聴きし、その意志を確実に実現するための遺言の作成をサポートいたします。



公正証書遺言 作成までの流れ

STEP

1

作成したい遺言内容や
家族構成についてヒアリング



相談者

遺言を作成したいのですが何をどうしたら良いか全然わからなくて…
どうすればいいのでしょうか？

STEP

2

資料の収集
(不動産の登記情報や戸籍・住民票等)

相談・資料収集・
案文作成

自分で書くこともできますが、確実に意思を実現したいと思うなら、私たちが案文づくりをお手伝いいたします。
まずはあなたの想いをお聴きしてもよろしいでしょうか？
それと、今日は何か参考となる資料はお持ちですか？

STEP

3

遺言案文の作成



行政書士

STEP

4

公証人との調整

STEP

5

ご本人に遺言案文を
確認いただき、
必要な場合は何度でも修正

事前調整・
遺言作成

公正証書作成

- ・内容の確認
- ・必要な資料の準備
- ・案文の作成
- ・公証人との各種調整



STEP

6

公証役場で遺言作成



公証人

何を準備すればいいの？

通帳や財産内容の分かるもの、不動産がある場合は、市区町村から送られてくる固定資産税の納付書に添付される課税明細をご準備ください。

その他遺言の作成には、不動産の登記情報や出生まで遡る戸籍・住民票等が必要ですが、それら面倒な資料収集は、行政書士が代行いたします。



自筆の遺言って難しい…



行政書士に相談してください!

遺言の内容は、ご本人の希望をヒアリングして案文を作成いたしますが、遺留分や予備的遺言、「付言事項」などなるべく争いにならないようにアドバイスいたします。

「付言事項」とは、いわゆるメッセージなので、そこに書かれた内容に法的拘束力はありません。しかし、付言事項に感謝の気持ちや遺言に込めた想いを書くことによって気持ちが伝わり、遺言をした人の意思が尊重されやすくなることもあります。

さらに詳しく知りたい方は、あなたの街の行政書士に相談してください!

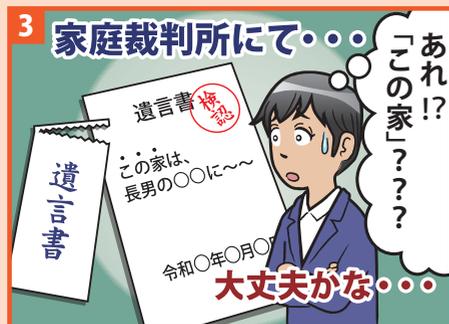


イラスト: 田中伸次

Q

日本で暮らす韓国人です。相続についてどんな備えをしたらいいですか？

A

遺言がない場合の相続手続きはとても大変です。行政書士などの専門家に相談し「公正証書遺言」を作成しておくことをおすすめします。

外国人の場合、どこの国の法律に基づいて相続手続きをするの？

外国人が亡くなった場合の相続手続きは、まず、どこの国の法律が適用されるのかを明確にしなければならないため、注意が必要です。

日本の法律と本国の法律、両方を理解しなければならないのが、外国人の相続において難しいことのひとつです。

原則は、亡くなった方の本国法

法律関係において適用される法のことを「準拠法(じゅんきょほう)」といいます。日本の法律では、「相続は、被相続人の本国法による。」*1と規定しています。ですから、亡くなった方が外国人の場合、その方の国籍がある国の法律に基づいて相続手続きを行うのが原則です。

※1：法の適用に関する通則法(以下「通則法」)第36条

日本の法律が適用される場合も

一方で日本の法律には「当事者の本国法によるべき場合において、その国の法に従えば日本法によるべきときは、日本法による」*2という規定もあります。つまり、亡くなった方の本国法に従った結果、日本の法律を適用することになるケースもあるのです。

※2：通則法第41条

複数の法律が存在する国もある

例えばアメリカ合衆国においては、州により法律が異なります。また、フィリピンやインドネシア、イスラム諸国など、亡くなった方の宗教によって適用する法律が異なることがあり、準拠法の特定はとても難解です。

準拠法って
ニャンだ？



Column

在日韓国人は、遺言で準拠法を選べる!?

日本の法律では遺言について、「遺言の成立および効力は、その成立の当時における遺言者の本国法による。」*3とあります。一方で、例えば韓国の法律には「遺言書に明示する形で、居住地の国の法を指定し、亡くなるまでその国に居住した場合には、その指定した法に従う」*4と規定されています。

したがって、在日韓国人の方は遺言で適用する法律を選ぶことができます。たとえば日本にある財産については準拠法を日本法と指定する遺言を作成しておく、預貯金等の財産の相続手続きを行うときに準拠法が問題とならずスムーズとなります。

※3：通則法第37条

※4：大韓民国 国際私法第49条第2項

相続人調査・手続きが大変

日本人の場合も、遺言がない場合の相続手続きは大変です。

亡くなった方が生まれてから亡くなるまでの戸籍などを集めて、相続人が誰であるかを証明し、その全員で遺産分割協議を行い署名捺印する必要があります。

外国人の場合、次のような要因から、日本人の場合より大変なことが多いです。

- 戸籍等の請求先が海外におよぶことがある
- 国によって取得する書類の種類、取得方法がちがう
- 申請書類や取得した書類を翻訳する必要がある
- 外国にいる相続人の書類やサインも必要である

集める書類の例 ※別途必要な書類もあります。



<韓国>

韓国は、制度の変遷のため、相続人を特定するために何種類もの書類をそろえる必要があります。在日韓国大使館に出向き、次のような書類を取得します。親や子の書類は比較的取得しやすいですが、兄弟姉妹などについては、なぜ取得が必要なのか釈明する資料等を求められることもあります。

- 基本証明書・家族関係証明書・婚姻関係証明書・
入養関係証明書・親養子入養関係証明書・除籍謄本 など



<アメリカ>

アメリカをはじめ多くの国には戸籍制度がありません。そのため戸籍に代わる書類として次のような書類をそろえます。在日大使館では取得できませんので、在外公館や公証人などに発行してもらう必要があります。

- 出生証明書・婚姻証明書・死亡証明書・宣誓供述書 など

「宣誓供述書ってなに？」

戸籍などの証明書が取得できない場合に、相続人全員で「私たちは被相続人の相続人で、私たち以外に相続人はいません」ということを宣誓し、認証を得るもので、在日当該国領事館や公証役場へ申請して作成します。

不動産の名義変更を行う登記手続きなどで必要な書類のひとつです。

在日外国人の相続手続きの 基本的な流れ(例) ※遺言がない場合

STEP

1

準拠法の確認

- 相続手続きをどこの国の法律に基づいて行うかを確認します。

不動産が動産か、
またその所在地によって
準拠法が異なる場合もあります。

STEP

2

相続人の調査

- 亡くなった方が生まれてから亡くなるまでの
戸籍等を収集し、相続人を確定します。

戸籍制度がない国の場合は、
ほかの証明書類や宣誓供述書等が
必要です。

STEP

3

相続財産調査

- 金融機関から残高証明書を取得するなどして、
被相続人が亡くなった時点で所有していた財産を調査します。

STEP

4

遺産分割協議

- 遺産をどのように分けるか、相続人全員で協議して
遺産分割協議書を作成し、相続人全員が署名捺印します。

海外に居住する相続人のサインも必要です。
在外当該国大使館等に向いてサイン証明を取得し、
日本に送ってもらいます。

STEP

5

相続財産の分配

- ②の必要書類一式と④の遺産分割協議書・相続人全員の印鑑登録証明書等を
添え、遺産分割協議の内容に沿って、不動産の名義変更や預貯金の分配手続き
を行います。

STEP

6

相続税の申告

- 亡くなった方が外国籍であっても、日本の相続税の対象となり得ます。

財産の金額や所在地、亡くなった方や相続人の
居住の状況などにより判定されますので、
専門家に相談することをおすすめします。

相続人の範囲・相続分は、日本とちがう

日本在住でも外国籍の場合は、相続について本国の法律が適用されますが、そのため、相続人や相続割合など日本の法律と異なる場合もよくあります。

例えば、被相続人に子どもも親もない場合、日本では配偶者と兄弟姉妹が相続人になりますが、配偶者がいれば兄弟姉妹は相続人にならない国もありますし、相続人に一定の相続分を保証する遺留分の制度がない国もあります。

本国法をふまえて相続人調査や遺産分割協議をする必要があります。

例) 日本と韓国の法定相続分の違い(妻・子2人が相続人の場合)

日本：配偶者が2分の1、子が2分の1を均等に按分

韓国：同順位の相続人がある場合は均等に、配偶者は直系卑属・直系尊属の5割増



Column

帰化していても…

日本に帰化された方が亡くなった場合の相続手続きも簡単ではありません。

遺言がない場合は、帰化する前の本国の分も含めた戸籍等をそろえて相続人調査をし、全相続人で遺産分割協議を行う必要があります。

海外に相続人がいる場合は、やりとりも大変ですので、帰化された方も遺言を作成することをおすすめします。



／ 備えが重要! ／

～外国人相続に詳しい行政書士からのアドバイス～

専門家に相談して “公正証書遺言”を作成しましょう!

外国籍の方が日本で亡くなった場合の相続手続きは、想像以上に大変で、労力と時間がかかります。

予防策として、遺言を作成しておくことをおすすめします。亡くなった後の遺産分割協議が不要となるからです。

また、遺言の形式は、自筆で作成しただけだと、亡くなった後に家庭裁判所の「検認」という手続きが必要となり大変です。

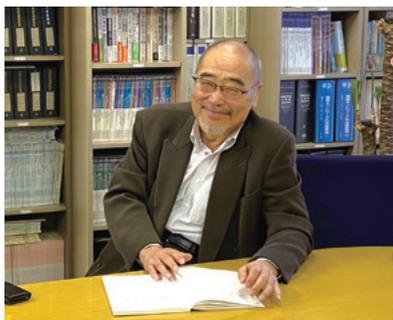
検認が不要な法務局の「自筆証書遺言書保管制度」を利用されるか、「公正証書遺言」を作成されることをおすすめします。

ただ、「自筆証書遺言書保管制度」においては、遺言の内容までは役所はアドバイスしてくれません。

在日外国人の方の遺言は、日本と本国の両方の法律を熟知して作成されることが重要ですので、行政書士などの専門家のアドバイスを受け、公証力の高い公正証書遺言を作成されると、より安心です。また、亡くなった後の手続きがとてもスムーズになります。

作成費用が高いと思われるかもしれませんが、公正証書遺言を作成されなかった場合の方が相続手続きに要する手間もコストも、余計にかかってしまうことが多いようです。

とにかく備えが大事です。行政書士にぜひご相談ください。



Q

父が個人事業主として建設業許可を得て工務店を経営していますが、父が高齢になり心配になってきました。もし亡くなっても、このまま許可を引き継ぐことはできますか？

A

相続の認可を受けることで、空白期間を生じることなく、父の建設業者としての地位を承継することができます。ただし要件も厳しく、死亡後30日以内に手続きをしなければならぬので事前の対策が重要です。



申請をするために必要な書類は？

申請時には、ほぼ新規申請時に必要な書類を作成することが必要です。それとあわせて以下の書類を添付します。認可申請手数料は不要となります。

- 相続関係を証明するための戸籍等
- 身分証明書※1
- 登記されていないことの証明書※2
- 経營業務の管理責任者の経営経験確認資料
- 専任技術者の技術要件の確認資料
- 社会保険の加入証明資料
- 事業開始届
- 営業所の確認資料
- その他申請先が必要とする書類



※1：日常的に意味する身分証明書は、運転免許証や社会保険証などのことを指していることが多いですが、ここでいう「身分証明書」は禁治産・準禁治産、成年後見の有無、破産の有無を証明する本籍地の市区町村の長が発行する公的な証明書のことです。

※2：主に成年被後见人・被保佐人等に該当しないことを後見登記等ファイルに記録されていないことを証明するものであり、東京法務局で発行されます。

Column

どのような制度ですか？

これまで、法人と違って個人事業主に対する建設業許可はその事業主一代限りであり、例えば後継者がいても死亡した時点で廃業届を提出すると共に、新たに建設業許可を申請する必要がありました。

その為、事業を続けようとしているのに廃業日から新たな許可日までの間に、契約額500万円以上（建築一式工事においては1,500万円以上）の建設業を営むことのできない空白期間が生じるという不利益がありました。

それらを解消するために2020（令和2）年10月1日から、建設業許可に関する事業承継および相続に関する制度（相続については建設業法第17条の3）が新設されました。

申請するにはどのような要件を満たせば良いですか？

「相続」の認可を受けるには、被相続人がこれまで許可を受けていた様々な要件を被相続人死亡日の時点で相続人(申請者)が同じように満たす必要があります。

主なもの

① 相続にあたって、申請者が被相続人の建設業者としての地位を相続するにふさわしい者であることを、客観的に証する確認資料が必要となります。

- 被相続人の死亡日が確認できる書類
(被相続人の死亡記載のある戸籍・除籍など)
- 申請者と被相続人の続柄を証する書類
(住民票、戸籍謄本など)
- 申請者以外に相続人がいる場合は、申請者が被相続人の建設業許可業者としての地位を承継して、建設業の営業を行うことに関する全員分の同意書

② 経營業務の管理責任者

許可を受けようとする者は、経營業務の管理責任者(常勤役員等(経管))を置くことまたは建設業に関する経営体制(常勤役員等(経管))およびこれを直接に補佐する者(以下、「直接補佐者」という。)を備えることが求められます。

個人事業主が死亡した場合に、特定の相続人を経營業務の管理責任者にするには、経營業務の管理責任者に準ずる地位につき、6年以上の経験があることを次の書類で証明する必要があります。

- 個人事業主の確定申告書の「第一表」「第二表」「青色申告決算書」(6年分)
※確定申告書については、原則として、専従者欄および専従者給与の内訳欄に特定の相続人の氏名(申請者)の記載があること。

③専任技術者

建設工事に関する請負契約の適正な締結・履行を確保するためには、建設工事についての専門知識が必要になります。このため、営業所ごとに、許可を受けようとする建設業に関して、一定の資格または経験を有する専任技術者を設置することが必要です。

④財産的基礎等

建設業の許可が必要となる規模の工事を請け負うことができるだけの財産的基礎を有していること。

⑤誠実性(欠格要件に該当しないこと)

申請者が建設業法第8条各号のいずれかに該当する場合には承継しない。

例えば

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 建設業法等に違反したことまたは刑法の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

⑥社会保険への加入

2020(令和2)年10月1日から適切な社会保険の加入が建設業許可の要件となっています。(適用事業所の場合)



どのような手続きをすれば良いですか？

許可業者(個人)が死亡した場合、法定相続人が死亡後30日以内に「相続」の認可申請をすることにより、被相続人死亡日以後の建設業許可の地位を承継できることとなりました。なお、認可申請中は、申請への処分(認可または拒否)があるまで、相続人は許可の地位を承継したもの(被相続人の許可が続いていた)とみなされます。

もし、相続しない場合・死亡後30日以内に申請ができない場合・許可を受けている全業種の承継が不可能である場合は、廃業届の提出が必要です。

東京都知事許可業者の場合

申請先：東京都都市整備局市街地建築部建設業課(東京都庁第二本庁舎3階南側)

申請の流れ(都知事認可の場合)



認可された後の有効許可期間はどうなりますか？



被相続人の有していた有効許可期間ではなく、被相続人の死亡の日(相続の日)から5年となります。

事前の対策が重要

～建設業許可に詳しい行政書士からのアドバイス～

スムーズな許可の承継には 終活が大事!

相続発生後に、建設業者である個人事業主に対する建設業許可を承継させるには、30日以内という期間内にその他の相続手続きをしながら認可申請を終えなくてはなりません。

相続人が複数いる場合には全員から同意を得たり、相続人(申請人)の状況によっては、経營業務の管理責任者や専任技術者としての許可要件を証明したりするために、大変な労力が必要となる場合が考えられます。また、許可要件を満たさず承継できないこともあり得ます。

そのため、相続発生時に余裕をもって継承させられるように、早めに建設業許可手続きの専門家である行政書士へ対策を相談されることをおすすめします。

たとえば、承継者となる相続人の方自身が、経營業務の管理責任者や専任技術者の許可要件を満たすための事前準備についてご提案いたします。

事業を継ぐ相続人がいない場合など、相続人以外でも事業承継することが可能となる「法人成り(法人化)」をするという対策もあります。

事業主の想いに沿って、スムーズに引き継ぐことができるようアドバイスいたします。



Q

ひとりなので、自分の死後が心配。持病もあるし誰にも迷惑をかけたくない…
どうすればいいの？

A

遺言書、死後事務委任契約、尊厳死宣言といった制度を利用することができます。

遺言書

ご自身が望む財産の処分方法や、遺言執行者を定めます。

死後事務委任契約

ご自身が死亡した後に希望する事項を、信頼できる方に委任します。

(例えば、葬儀の有無、埋葬方法、各種行政手続きの代行等)

尊厳死宣言書

延命治療を望まない場合に作成します。

エンディングノートは
終活をはじめる時に
書くといいニャ
72ページにあるニャン



行政書士のできること

遺言書については、その作成の助言や、遺言執行者となって遺言書に記載された内容の実現をお手伝いします。

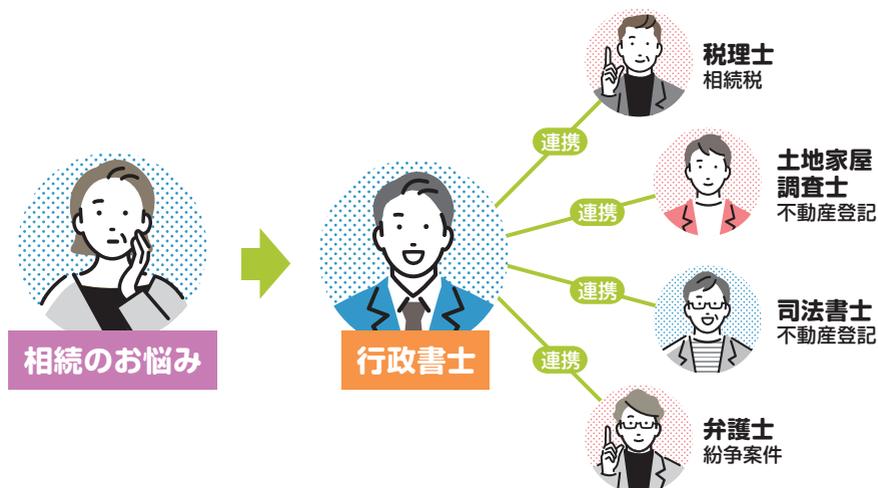
死後事務委任契約については、受任者として、前述した葬儀、埋葬、行政手続等の受託した事務を行います。

尊厳死宣言書については、その作成の助言や公正証書にする際のサポートを行い、実際に宣言書を用いるような場面では、宣言書を医師に提示することなどを行います。

遺言書、死後事務委任契約、尊厳死宣言、いずれのサポートについても、依頼された方にご納得いただくまで、面談を繰り返し行います。

他士業との連携

相続に関わる不動産の登記については司法書士や土地家屋調査士と、紛争案件には弁護士と、また税理士と主に相続税等の税務のことで連携しながら業務を行っています。まずは行政書士にご相談ください。



行政書士に依頼する場合

遺言書

STEP

1 相談と打ち合わせ

- 遺留分に配慮しながら遺産の分配方法を決める



STEP

2 自筆証書遺言もしくは公正証書遺言の作成

死後事務委任契約

STEP

1 相談と打ち合わせ

- 遺産の分配方法以外の事項の中で、委任する事項を決める



STEP

2 死後事務委任契約書を作成し、公正証書とする



STEP

3 委任者が死亡した後に、受託した事務を実行する

デジタル遺産

詳しくは
42ページ

最近SNSの普及もあり、死後事務委任の委任事項にSNSのアカウント削除を依頼されることや、保有していたスマホやパソコンの閲覧履歴等をすべて削除するよう依頼されることもあります。

親しいご家族には頼みにくいことも、行政書士には安心してご依頼いただけます。



尊厳死宣言書

STEP

1 相談と打ち合わせ

- 病歴や家族の考え方等を繰り返し伺う

STEP

2 尊厳死宣言公正証書を作成する

STEP

3 病状の進行や本人の希望に沿うかたちで、 宣言書を医療機関へ提示する



Column

「傾聴」を心がけています

そもそも人の死に関する事柄なので、とても繊細な問題だと思います。相談される方には、それぞれの人生がありますので、お話を傾聴することはもちろんですが、家族構成や家族・親族との関係性を伺うこともあります。また尊厳死を希望された際には、病歴やなぜそのような考えに至ったのかを傾聴することが大切だと考えています。

Q

自動車を相続したら、 どうすればいいの？

A

名義変更をする必要があります。

道路運送車両法では、「自動車について所有者の変更があったときは、移転登録(名義変更)の申請をしなければならない。」とありますが、実態としては、相続時の名義変更手続きは忘れられがちです。

仮に名義変更せずに相続した自動車に乗り続け事故を起こしてしまった場合、任意保険の補償が受けられない可能性があります。また、自動車を売却するときは、名義変更が完了していることが前提ですので、いざ売却したいときに相続人が変わっているなどして、協議や必要書類の収集が難しくなったり、時間を要したりしてスムーズに売却手続きが進まない可能性もあります。

このような事態を防ぐために、他の財産と一緒に遺産分割協議をし、早めに名義変更をしておきましょう。

なお、すぐに自動車を使用したい場合や、処分したい場合などは、自動車だけの遺産分割協議を先にすることも可能です。

●名義変更をしないと…



名義変更の流れ

STEP

1 自動車の名義人を確認する

自動車検査証は2023年1月4日以降、「電子車検証」として電子化されました。車検時など新たな車検証が発行されるタイミングで順次導入がされていきます。電子車検証では所有者の氏名をICチップから読み取ります。

国土交通省 電子車検証特設サイト
<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



STEP

2 遺産分割協議をし、自動車の相続人を決める

遺言書に書いてあれば
遺産分割協議は
いらないニャ

STEP

3 遺産分割協議書を作成する

他の財産と一緒に自動車についても遺産分割協議書に記載する必要があります。



STEP

4 名義変更に必要な書類を準備する

STEP

5 運輸支局で名義変更手続きを行う

【参考】

関東運輸局ウェブサイト

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/touroku/youshiki.html



普通自動車の名義変更手続きに必要な書類一覧

例

同居



被相続人



配偶者



① 次男 26歳

別居



② 長男 30歳



① 同居の次男が相続した場合

- 自動車検査証の原本
- 被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本、または除籍謄本
- 相続人の全員がわかる戸籍謄本
- 自動車の新所有者となる相続人の印鑑証明書(発行されてから3か月以内)
- 自動車の新所有者となる相続人の実印
- 遺産分割協議書(遺言書がある場合は遺言書)
- 新所有者の委任状(実印の押印。代理人による申請の場合に限り必要)



② 別居の長男が相続した場合

- 上記①の書類 + 自動車保管場所証明書(車庫証明)
新所有者の管轄地域の運輸支局等での手続きとなります。

東京運輸支局管轄地域 ※東京運輸支局HPより



軽自動車の場合

軽自動車については、普通自動車と手続き先が異なり、**軽自動車検査協会**に書類を提出して手続きを行います。

遺産分割協議書などを添付する必要がなく、簡易的に名義変更手続きを行うことができます。

【必要書類】

- 自動車検査証の原本
- 被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本、または除籍謄本
- 被相続人と相続人の関係が証明できる戸籍謄本
- 軽自動車の新所有者となる相続人の住民票（発行から3か月以内、マイナンバーが記載されていないもの）または印鑑証明書（発行から3か月以内）
- 自動車検査証記入申請書（インターネットでダウンロードするか、軽自動車検査協会の窓口で入手可能）
- ナンバープレート（車検証の「使用の本拠の位置」の管轄が変わる場合）

Column

行政書士に依頼するメリット

自動車を相続するという経験は人生において何度もありません。

その点、我々行政書士はプロですので、知識や経験が多く安心して全てをお任せいただけると思います。

車庫証明が必要な場合、警察署に最低2回は行くことになります。また警察署も運輸支局も平日の限られた時間帯しかあいていませんので、平日に行くのが難しい場合、行政書士にご相談ください。封印資格を持った行政書士に出張封印を依頼すると、ご自宅（車庫等）でナンバー交換（施封）をすることができます。

（出張封印について詳しくは「ブエンテ2020年Vol.11 P12」）

自動車の相続手続きは後回しにされがちですが、行政書士なら自動車も含めた他の相続手続きもお手伝いできます。

相続発生後の手続きは相続人にとって想像以上に大変だと思いますので、トータルでサポートさせていただくことで、負担も軽くなるかと思います。

Q

一人暮らしの高齢者を
心配ごとから守るには？

A

「成年後見制度」を利用して守ることが
できます。

判断能力の低下などによって日常生活に困りごとや心配ごとがある方たちが、お持ちの能力や財産を活かしながら、終生その人らしい生活が送れるように、暮らしや財産を守るなどして法律面から保護し支援するのが成年後見制度です。

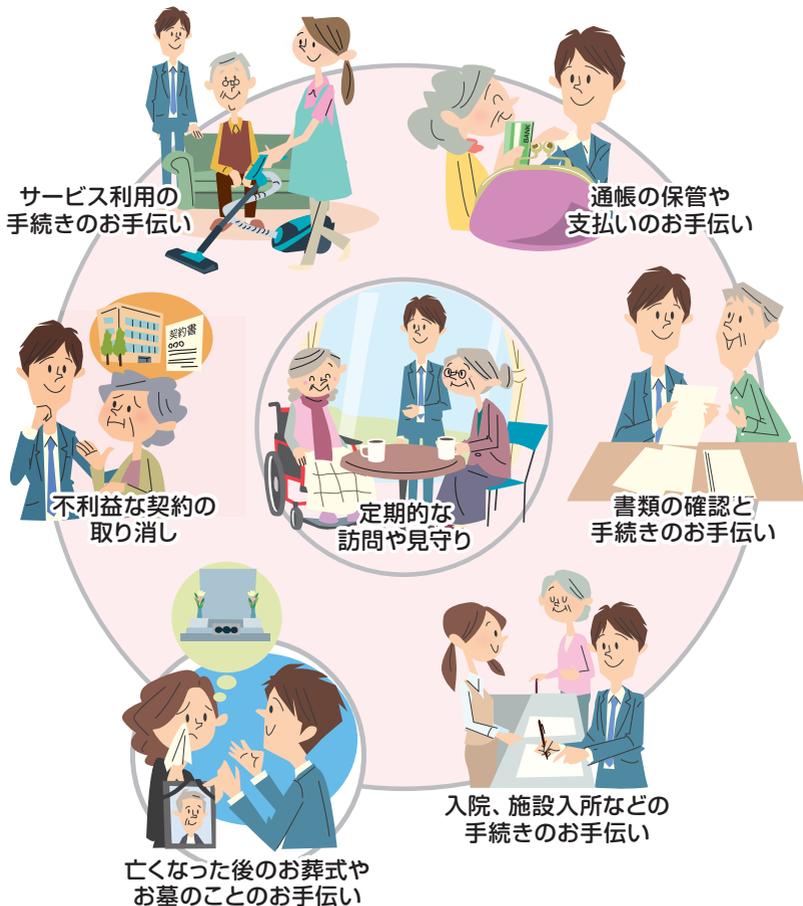
私たち行政書士は、この制度のもと、成年後見人になるなどして高齢者や障がいのある方々を支援しお守りしています。

成年後見制度で、
本人もご家族も
安心できるんだニャ



成年後見人は、どんなサポートをするの？

心身の健康状態の見守り、病院の手続き、生活費の支払い、施設入所の手続きなど、その方の状況に応じ、お気持ちを大切にしながら、様々なサポートをします。



とある行政書士の1日

○月△日

- 8:00 統合失調症のAさんから「昨夜眠れなかった」と電話がある。
- 10:00 入院していたBさんの退院手続き・入院費の支払いのため病院へ。手続き終了後、ご自宅へ同行。
- 12:00 Cさんが緊急入院したと施設から連絡を受けて病院へ。病状説明を医師から受け、落ち着いたため病院を後にする。
- 14:00 Dさんと公証役場で任意後見契約と財産管理委任契約を締結。早速銀行に行き、頼まれた生活費の支払いを行う。

- 16:00 Eさんのお宅にゴミが山積みになっているということで、行政職員と確認に。
- 18:00 Fさんの定期訪問で施設に行く。気分がみさいでいたようだが、声を掛けていると次第に表情が明るくなった。
- 20:00 Cさんの容態が急変したと連絡があり、病院へ。お亡くなりになり、施設、家族、葬儀社に連絡。
- 22:00 家庭裁判所へ定期的に提出する後見等事務報告書を作成。
- 24:00 統合失調症のAさんから「今夜も眠れない」と電話がある。



～成年後見制度で様々なサポート～

行政書士のきもち

「その人らしい人生をサポートする」という仕事に、重みと共にやりがいを感じます。

サポートさせていただいた方がお亡くなりになった後、ご家族から「あなたに家族を支えてもらってよかった」と言っていただいたときは、とても光栄に思いました。

大切なご家族のこと、それから、ご自身のこれからのこと、ご心配ごとは行政書士にお気軽にご相談いただけたらと思います。

本人の気持ちを大切にしながら
困ったときは力になってくれるんだニャ



とことん
説明



Q

著作権って 相続できるの？

A

著作権のうち「財産権」は相続できます。
しかし「著作者人格権」は一身専属的な
権利※として相続の対象になりません。

※とくにその人自身に帰属させなければ意味のない権利、あるいはその人自身でなければ行使できないような権利。(出典：小学館 日本大百科全書)

そもそも「著作物」、「著作者」とは

『著作物』

著作権法では「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されています。

『著作者』

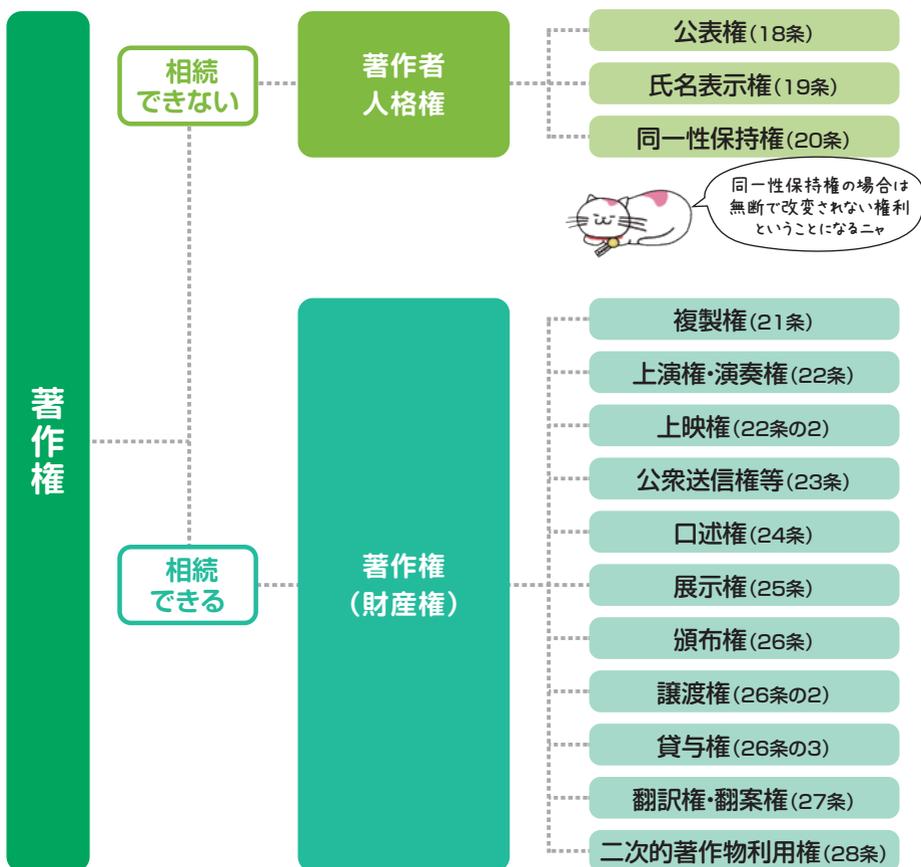
著作者とは「著作物を創作する者」のことです。創作活動を職業とする小説家や画家だけでなく、小学生や幼稚園児でも絵を描いたり、作文を書いたりすれば芸術的価値に関係なく、その作品の著作者になります。なお著作権を有する者を「著作権者」と言いますが、創作時には「著作者」と「著作権者」は同一であっても、著作権(財産権)が譲渡されたり相続されたりすると「著作者」と「著作権者」は異なることになります。



著作権とは著作物を無断で〇〇されない権利

著作権は下記図のように「著作者人格権」と「著作権(財産権)」に分けられ、さらに具体的に細かく分類されます。著作者には、自分が創作した著作物を無断で複製されたり、ネット等で公表されたりしない権利が自動的に与えられます。これが著作権です。

下記図の右側部分に記載されている〇〇権の「〇〇」を無断でされない権利ということになります。



相続はできる？

著作者人格権

著作者が精神的に傷つけられることがないことを保護するための権利であり、創作者としての感情を守るためのものであることから、これを譲渡したり、相続したりすることはできません。そのため著作者が死亡すると権利も消滅することになります。

著作権（財産権）

財産的利益を保護するための権利であり、相続の対象となります。なお著作権（財産権）は、原則として著作者の死後70年で消滅します。

相続人がいない場合はどうなる？

相続人が不存在の場合、社会の公有に属させてその自由な利用に委ねることが文化の発展に寄与するという観点から、著作権を消滅させることとしています。

著作者の死後、人格的利益は保護されないの？

著作者の死後であっても一定の範囲で著作者の人格的利益が保護されます。しかしながら「その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。」との例外も認められています。

また非親告罪（被害者の告訴がなくても起訴して刑事裁判にできる犯罪）として無期限の刑事罰規定も用意されていますので、たとえ遺族が存在しなくなった後でも著作者の死後の人格的利益は保護される余地があります。

Point 「相続した場合、登録は必要？」

著作権法は、平成30（2018）年民法改正に伴って改正がされ、不動産などと同様に、相続による著作権の移転について、法定相続分を超える部分は登録しなければ第三者に対抗することができなくなりました。これにより遺言の有無やその内容を知り得ない相続債権者等の利益や第三者の取引の安全が確保されることになりました。



法定相続分を超えて著作権を相続した場合には登録しておく心安だニヤ

相続した著作物の価値はどうやって評価する？

税務上の評価が必要な場合、例えば公益社団法人日本文藝家協会といった、著作権管理団体の会員であれば、作品の評価に関して意見書を作成してもらえます。

相続人が誰かわからない著作物を利用したいときは!?

『裁定制度』が利用できません

権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法に利用できるようになります。この制度には著作物という我が国の文化的所産を守りながら、これらを後世に伝達することで、文化の発展に寄与したいという思いがこめられています。こちらは文化庁への申請なので行政書士にご依頼いただけます。

著作権について遺言書や遺産分割協議書にどのように書けばいいかわからないニャ？



著作権業務を取り扱う行政書士にご相談ください。



著作権に詳しい行政書士はどうやって探せばいいニャ？



行政書士会では「著作権相談員養成研修」を受講し効果測定に合格した行政書士をホームページ上の「著作権相談員名簿」で公開しているのでご活用ください。



Q

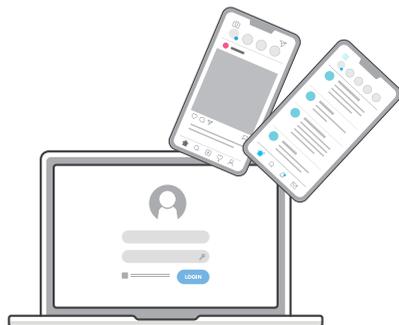
デジタル遺産って どうすればいいの？

A

「死後事務委任契約」で対策できます。
自分が亡くなった後のデジタルデータの
消去や、オンラインサービスの解約等
を、死後事務委任契約で第三者に委任
しておくことができます。

デジタル遺産とは

故人のパソコンやスマートフォン等のデジタル機器に保存されたデータや、オンライン上のSNSアカウント、ネットバンキング、仮想通貨等を指します。近年、IDやパスワードが分からず解約ができないケースや、そもそも遺産の存在に気付かないケースなど、トラブルが増加しています。



どんな相談があるの？

個人のデジタルデータ保有量は飛躍的に増加しており、生活と切っても切り離せないものになっています。下記は相談内容の一例です。

- デジタルデータが漏洩しないように完全に処分してほしい
- 死亡後にSNSアカウントを削除したい
- 課金サービスを解約、清算する必要がある
- 業務上のデータを取引先やビジネスパートナーに引き継ぎたい
- 写真や動画などのデータを親しい人に引き継ぎたい

ニヤンと！
高齢者が多そうに思いますが、
相談者の6割が
40～50歳代なんだニヤ🐾



死後事務委任契約とは

亡くなった後の葬儀埋葬や死後の諸手続きを生前に第三者に委任する契約をいいます。

身寄りのない方や子どものいない夫婦に多く活用されています。



死後事務委任契約公正証書

行政書士に依頼すると？

STEP

1 ヒアリング

ヒアリングの前に



STEP

2 課金サービスや経済的価値のあるデータの精査、
抹消するデータ・引き継ぐデータの検討

STEP

3 データ、アカウントへアクセスする方法や
引き継ぎ方法の検討

各サービスの
利用規約も調査!

STEP

4 死後事務委任契約の締結 ※公正証書がおすすめ

STEP

5 本人の死後、契約内容に基づいて
デジタル遺産の処理を行います

安心だニャ



パソコン内のデータは、
消去だけでなく
ハードディスクを
物理的に裁断します



準備してもらいたいものは？

まずはデジタル遺産のリストを作ってみましょう。

リストが無い場合や、リストから漏れているデジタル遺産がある場合でも、デジタルデータやサービスの利用状況についてチェックリストをもとに行政書士が丁寧にヒアリングいたします。

【例】

デジタル遺産リスト

パソコン・スマートフォン

・〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
・〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

SNS関連

・〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
・〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

メール

・〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇
・〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

ネット銀行・電子マネー・ポイント

・〇〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇
・〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇

その他

Column

亡くなった方と遺族の想いの間に…

死後事務委任契約は、デジタル遺産だけではなく、葬儀や埋葬について相談されることがあります。散骨を依頼されたケースでは、ご本人が親族に希望を伝えていなかったため、親族が散骨をすぐには受け入れられずに、感情的な言葉をぶつけられました。親族とも時間をかけて向き合い、散骨に参列してくれた時には「気持ちの整理ができた」と言っていただけました。



Q

どうして空き家が増えているの？

A

居住者の高齢化や相続をきっかけに空き家になることが多いです。

住宅を所有している高齢者が介護施設等に長期入所することで、その住まいは空き家になります。

住み慣れた住宅をすぐに処分せず、そのままにしておくことで空き家の状態が続きます。

また、空き家の所有者が亡くなったのに、相続手続きをしないことや片付けが進まないことで、空き家の状態が継続します。



空き家とは

1年以上誰も住んでいない、または使用されていない建物を国土交通省は「空き家」としています。総務省の調査では、2018年の空き家数は、849万戸もあり、住宅の約7戸に1戸が空き家の状態です。空き家は今後も増え続けていくと予測されています。

空き家になると何が問題なの？

住宅は居住していないと、通常よりも老朽化が早いと言われます。空き家の管理が行き届かなくなると、まず樹木などが生い茂ったまま放置され、定期的な清掃をしないことにより、異臭問題、環境問題、害獣問題なども生じて、近隣住民へ迷惑をかけることとなります。

さらには火災や倒壊等の防災上の問題や、犯罪に利用される等の防犯上の問題も生じることとなります。

空き家を放置することは、さまざまなトラブルに発展する可能性があるため、対策が必要です。

特に管理されていない空家(管理不全空家)が、以下に該当した場合には、地元自治体から「特定空家」に指定されて、固定資産税が6倍となる可能性もあります。

1 倒壊等保安上危険な状態

例えば 建物が傾いている、
屋根や外壁が崩れかかっている



2 衛生上有害である状態

例えば 敷地内にゴミが放置されている



3 景観が不適切な状態

例えば 外壁に落書きがされている、多数の窓ガラスが割れたまま放置されている

4 周辺の生活環境の保全が損なわれている

例えば 立木の腐朽、倒壊、枝折れ等で、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている

空き家となってしまった場合、 どうすればいいの？

空き家は放置せず、まずは自分や親族が居住することを検討し、それが難しいようであれば、売却または利活用等を検討されるのが良いと思います。

まずは空き家をどのようにしたいのかをよく考えて、空き家の売却または利活用できる状況を作り出すことが大切です。

売却、賃貸をするのであれば、相続手続きが必要になります。相続手続きを完了して現在の所有者を明確にしてから、売却、賃貸等の手続きを進めます。

空き家には、こんな利活用の方法も あります

- 子ども食堂などの社会貢献活動を行う団体へ貸し出す
- 子どもや高齢者が交流できるスペースとして、
行政または行政が委託する民間企業等へ貸し出す
- 空き家バンクへの登録
- グループホーム等の介護用施設へリフォームし、
社会福祉法人等へ貸し出す

空き家にしないために、 行政書士のできることに

現在居住されている方や家の所有者の相続対策として、「遺言書」を作成するお手伝いをしております。家を誰が引き継ぐのかを遺言書に明記することで、将来空き家になることを防止することができます。

行政書士は、家の所有者はもちろん、ご家族のご意向や状況等を総合的に勘案して、ご希望に沿った「遺言書」を作成いたします。

現在、不動産を所有している方やその家族は、他人事ではなく、近い将来必ず訪れるご自身の問題として意識して、なるべく早めに準備や対策を立てることを強く推奨いたします。

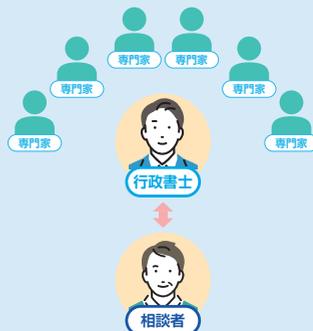
空き家問題や相続でお悩みの際には、いつでも行政書士にご相談ください。



空家対策特別委員会の取り組み

東京都内各地で空き家に関するセミナーや無料相談会を実施しています。空き家問題に取り組める「空家問題相談員」も多数在籍しており、セミナーや相談会では、なるべく難しい言葉や法律用語を使わないように心がけています。

相続手続・空き家の処分や活用について、行政書士は宅地建物取引業者・建設業者・リフォーム業者・解体業者・遺品整理業者・建築士・税理士・司法書士、場合によっては弁護士などの各専門家を紹介するコーディネーター役となって協力して、ワンストップサービスで空き家のお悩みに取り組んでいます。



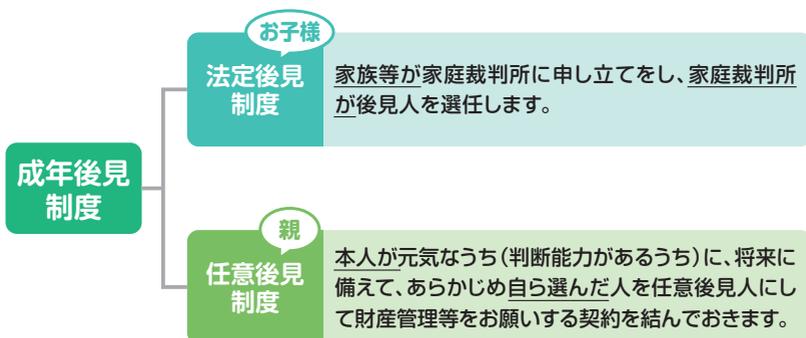
Q

知的障がいのある子どもがいるのですが、自分も高齢になり今後が心配です。

A

お子さんについては法定後見制度、親御さんについては任意後見制度の利用をご検討ください。

成年後見制度は大きく分けて2種類

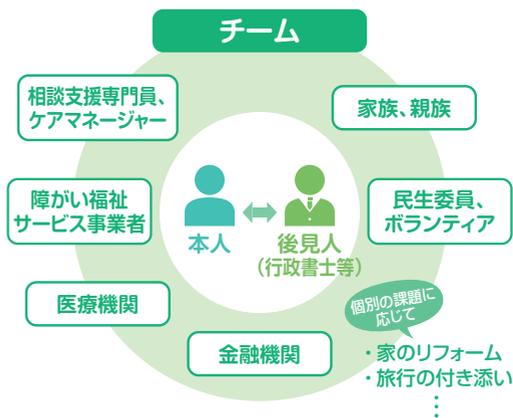


後見人が、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になった方の財産をお守りし、その方らしく生活できるようにサポートをします。

後見人の役割

本人の不動産や預貯金などの財産を管理したり、本人のご希望や身体の状態、生活の様子等を考慮して、必要な医療や福祉サービスが受けられるよう、医療費の支払いや介護契約の締結を行うなど、いろいろな方との起点となりコーディネーター的な役割を担います。

私たち行政書士はご相談の窓口となり、その方に合ったご提案をします。また、実際に成年後見人に就任した場合には、日頃の業務を活かして他士業や行政とのつながりを広げていき、チームとなってその方に適切なサポートは何かを考えご支援していきます。もちろん、役所とのやりとりも得意なのでお役に立てるのではないかと思います。



他士業との連携

後見業務を行っている他士業との連絡会に参加して情報交換をし、ネットワークをつくっています。また不動産売却時には司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、測量士にご協力いただいたり、会社経営をされている方の確定申告や、相続が発生した場合は税理士にご協力いただいたりしています。

成年後見人等のお仕事

STEP

1

関係者会議、資産調査財産に関する書類のお預かり

- 丁寧なヒアリングをし、現状を確認します。

STEP

2

登記事項証明書の取得

- 成年後見人であることを証明するために、法務局(本局)で取得します。

STEP

3

金融機関・行政等に届け出

- 成年後見人の就任を届け出ます。

STEP

4

1か月以内に家庭裁判所へ財産目録等を報告

- 財産目録と年間収支予定表を作成し提出します。

STEP

5

財産管理、身上保護

- 預貯金や不動産の管理、費用の支払い、医療・介護サービスの契約、施設や病院の入退所時の対応、ご本人の心身の状態、生活状況を確認し見守ります。

STEP

6

一年に1度、家庭裁判所へ定期報告

- 後見等事務報告書、財産目録、通帳のコピーや契約書等の証拠資料と共に家庭裁判所へ提出します。

※ご自宅が空き家の場合は、窓開けなど定期的に訪問して管理を行います。また自宅など居住用不動産を処分する場合は、売買契約書(案)を準備し、家庭裁判所に申立てをしなければなりません。

後見制度を安心してご利用いただくために

信頼性を確保するため、成年後見に関する専門職団体に所属している行政書士等は、所定の研修を受けて知識を高め、賠償責任保険に加入している所属団体の管理下で業務を行っています。

そのようにして質の高い後見業務を行うことにより成年後見制度の普及・利用・促進に努めています。



Column

8050問題について

「8050問題」という言葉をご存知でしょうか？ 80代の親が、50代の子どもの生活を支えるという問題です。背景にあるのは子どもの「ひきこもり」です。

ひきこもりの期間が長期化し親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが目立ちはじめています。



そうになってしまう前に支援につながればと思います。必ずしもそういう方ばかりではありませんが、実は、子が精神疾患や知的障がい等により就労することが難しく、親が子の面倒を生活面でも経済的にも支えているケースもあります。

後見制度は認知症だけではなく、このようなケースにもご利用いただける制度です。

Q

田舎のお墓を継ぐ人が
いない…
どうしたらいいの？

A

近くのお墓や、継がなくていいタイプの
永代供養墓に改葬すること等が
できます。改葬には許可申請が
必要で、また様々な配慮を要
しますので、行政書士に
相談されることをおすすめ
します。

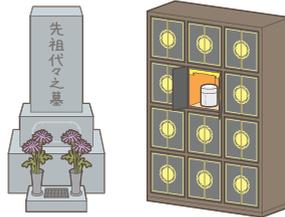
改葬ってなに？ 墓じまいってなに？

改葬とは、お墓に収められているご遺骨を取り出して別のお墓へ「引越し」することです。別の石の墓へ移す場合も、樹木葬や納骨堂へ移す場合も「引越し」なのですべて改葬となります。

墓じまいは、マスメディアから使われ始めた流行語なので定義は曖昧ですが、代々継ぐタイプのお墓を撤去し、その使用权を墓地の管理者に返還することと理解されています。

●代表的な墓じまい・改葬の例

先祖代々の家の墓
代々継ぐタイプの
納骨堂 など



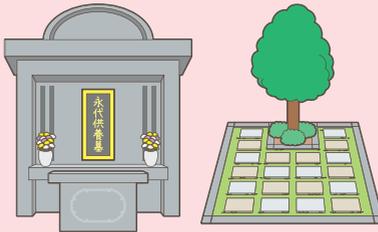
そのまま子や
子孫に継承

墓じまい



自宅保管・
散骨 など

改葬(お墓の引越し)



継がなくてよい
タイプの墓

- 合同墓
- 永代供養墓
- 樹木葬
- 納骨堂 など

改葬とは 埋葬した遺体(土葬)を他の墳墓に移し、または埋蔵し、もしくは収蔵した焼骨を、他の墳墓または納骨堂に移すこと。

【参考】「墓地、埋葬等に関する法律」より

改葬（墓じまい）の一般的な流れ

STEP

1

「改葬許可申請書」を入手

- 新しいお墓を検討し始める。
- もとの墓がある管轄の自治体で「改葬許可申請書」をもらう。

※サイトからダウンロードできる場合が多い ※先に親族やお寺に相談しておく方がスムーズ



STEP

2

もとの墓地の管理者の印をもらう

- お寺の場合は特に離壇に必要な手続きや、かかる費用の内訳、明細をよく確認。話し合いが難航することも。

自宅保管や散骨などは改葬ではありませんが、自宅保管している方が亡くなるなど予期せぬことがおこる可能性もあるため、まではしておくことをおすすめします。



STEP

3

「改葬許可証」の入手

- 記入押印済みの改葬許可申請書を役所へ提出し、「改葬許可証」を受領する。
- 申請時には新たな墓地の契約書等が必要。



STEP

4

御魂抜き法要と撤去工事

- 撤去工事費用と法要のお布施が必要。
- 取り出した遺骨運搬の手配。



墓じまい

STEP

5

新たなお墓への納骨と入魂供養

- 取り出しと同日でないときは預かり先を確保。
- 法要を行う場合は手配が必要。



まずはご相談! /

～墓じまいに詳しい行政書士が寄りそったご提案～

行政書士は“パイプ役”

広い視野で最新の情報をお伝えし、役所等との橋渡しをします。また他士業とのネットワークで情報共有ができるため、多くの情報をお伝えすることができます。

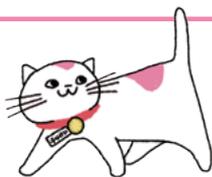
墓じまい(改葬許可申請)だけでなく、死後事務や遺言の作成まで、ご相談をお受けすることが可能です。

このように行政書士はパイプ役となり、相談者に寄りそった解決法をご提案いたします。



※葬儀社にて相談中

ニヤるほど



Column

お寺が故郷の親戚代わりに

地方でひとり住まいをしている方から「墓じまいをしたい」とのご相談がありました。せっかく今まで守ってきたお墓ですし、信頼できるお寺ということでしたので、終生おつきあいをし、墓じまいは自分の死後の供養と共にお寺に執り行っていただく、という方法をご提案しました。

相談の結果、お寺が請け負ってくださり、具体的には、地域の公証役場へ一緒に出向いて、公正証書遺言に死後事務委任契約をいれたものを作成しました。遠方に住んでいる子どもたちに頼ることなく、お寺を親戚代わりとして、自分の手で墓じまいを手配することができ、喜んでいただきました。

Q

個人事業主が亡くなった場合、風俗営業許可は引き継げますか？

A

個人で風俗営業許可を取得してスナックなどを営業していた場合、事業主が亡くなっても、営業を引き継ぐ相続人が公安委員会の承認を受ければ、風俗営業許可を引き継ぐことができます。



そうは言っても引き継ぐための 手続きは大変!

法定相続人が公安委員会の承認を受ければ、風俗営業許可を引き継ぐことができるといっても容易なことではありません。なぜなら亡くなった後、60日以内に公安委員会へ相続承認申請書を提出しなければならないからです。故人の葬式など多忙ななか、営業を引き継ぐ相続人の住民票や身分証明書、戸籍謄本などの書類を集めるのが大変です。

相続人が複数いる場合には、営業を引き継ぐ相続人は、他の相続人から相続承認申請に対する同意書ももらわなければなりません。他の相続人が営業を引き継ぐ気がなければあまり問題はありますが、誰が営業を引き継ぐかで揉めていると期限が過ぎてしまいます。また、他の相続人が行方不明で同意書をもらうことができないなどの思わぬハプニングも考えられます。

相続承認申請の手続きの流れ

STEP

1 個人事業主が亡くなる

亡くなった後、60日以内

期限が短いので、
行政書士に
頼むといいニャ



STEP

2 相続承認申請書の提出

35日以内を目安に

STEP

3 公安委員会の承認・承認通知書の交付

承認しないときは
理由を付した書面の交付

STEP

4 許可証の書換えの手続き

以前の許可証を提出

引き継がないと、 新規に取り直せないこともあります。

公安委員会から承認を受ければ、相続財産を引き継ぐかのように営業を引き継げます。ただし、営業を引き継ぐ相続人に犯罪歴など欠格事由があると承認されないことがあります。承認を受けずにいると許可が失効します。新規に風俗営業許可の取り直しとなると、申請から許可がおりるまで最長55日(土日祝日を除く)かかり、その間、営業はできません。

また、以前の許可取得後、店舗の近くに保育園などが建っていると申請をしても許可がおりません。そのため、営業を引き継ぐ相続人がいる場合には、公安委員会の承認を受けることをおすすめします。

別添様式第4号(第13条、第16条関係)

受理年月日	受理番号	受理番号	相続承認年月日
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第76条1項(同法第31条の23に231について準用する場合を含む。)の規定により相続の承認を申請します。 令和6年3月31日 東京都公安委員会			
氏名又は名称		相続人 〇〇〇〇株式会社 東京都目黒区青葉台〇丁目〇番〇号 (〇〇) 〇〇〇 番 〇〇〇〇 番	
住所		東京都目黒区青葉台〇丁目〇番〇号 (〇〇) 〇〇〇 番 〇〇〇〇 番	
営業所の名称		スナック青葉 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都目黒区青葉台〇丁目〇番〇号 (〇〇) 〇〇〇 番 〇〇〇〇 番	
営業所の所在地		〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都目黒区青葉台〇丁目〇番〇号 (〇〇) 〇〇〇 番 〇〇〇〇 番	
風俗営業の種類		法第2条第1項第1号の営業	
許可年月日		平成8年5月21日	許可番号
			〇〇〇〇
相続人の氏名		青葉太郎	
相続人の住所		東京都目黒区青葉台〇丁目〇番〇号	
相続人との続柄		被相続人の死亡年月日	令和6年2月
他の相続人の有無		無	
現に風俗営業許可等又は特定遊技場内風俗営業許可等を受けて営む営業		許可年月日	年月日 許可番号
営業所の名称及び所在地			
出向時申請の有無		〇有 〇無 受受理警察課長	

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「風俗営業の種類」欄には、風俗営業に係る相続の承認を申請する場合のみ記載すること。
- 「他の相続人の有無」欄は、該当する文字を〇で囲むこと。
- 「現に風俗営業許可等又は特定遊技場内風俗営業許可等を受けて営む営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に風俗営業許可等又は特定遊技場内風俗営業許可等を受けて営んでいる営業で、当該申請の日の前日の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

添付書類が大変だニヤ



相続承認申請書

終活のひとつとして考えてみませんか？

事業主が亡くなった後、お店をどうするかを考えておくことは大切です。営業をやめる場合でも、相続人などに廃業の手続きを行うようにしておくなど備えは必要になります。後継ぎがいる場合には、生前に営業を引き継ぐための準備しておくといでしょう。

この場合、後継ぎが法定相続人かそれ以外で方法が変わってきます。相続人のケースでは、相続人がひとりであれば相続承認申請を行う旨を伝えておけばよいのですが、相続人が複数いる場合には、後々の揉め事などを防ぐために営業を引き継ぐ相続人を決めたくて、相続人たちからあらかじめ同意書をもらっておくといでしょう。

法定相続人以外のケースでは、公安委員会の承認を受けることができないので、お店を個人経営から法人での経営に変えます。そのうえで、法人で風俗営業許可を取得すれば、役員を変更することによって、営業をそのまま引き継ぐことができます。

Column

飲食店営業許可についての手続きも忘れずに

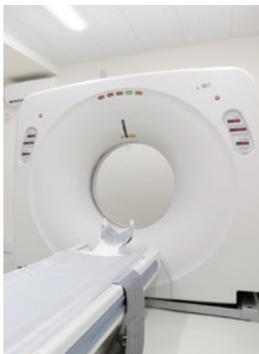
飲食を提供するスナックなどの風俗営業許可の引き継ぎをする際には、保健所へ飲食店の営業許可の地位承継の届出もしなければなりません。こちらも風俗営業許可を引き継ぐときと同じような手続きとなります。つまり、本来であれば、飲食店営業許可を取り直すところを、地位承継届を提出することで、飲食店営業を引き継ぐことができます。

届出にあたっては、地位承継届の他、営業許可書の原本、戸籍謄本や相続人全員の同意書（相続人が2人以上いる場合）などが必要になります。地位承継届や相続人全員の同意書は、申請先の保健所などのホームページに掲載されていることが多いので、ダウンロードするとよいでしょう。

戸籍謄本や相続人の同意書などは、風俗営業の引き継ぎの際にも必要になりますので、風俗営業許可の相続承認申請の準備と同時並行で書類を集めましょう。

医療法・薬機法分野でも 行政書士が活躍しています。

医療法分野では、医療機関（診療所や病院等）の開設、医療法人の設立、医療法人の定款変更や附帯業務、運営上の諸手続き等を行政書士がサポートします。



薬機法分野は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品の事業の展開に関わる各種許認可、および法令の要請に基づく運営等を行政書士がサポートします。

東京都行政書士会では、増えつつあるこれらのニーズに応じるべく、経験豊富な行政書士で構成する委員会を立ち上げました。

医療薬機関連業務特別委員会がスタートしました

医療法、薬機法*分野の支援ニーズは多くありますが、東京都行政書士会にはこれらを明確に所管する部署がありませんでした。また、非行政書士が許認可申請を行っている実態も把握しています。

そこで、これらのニーズに適切に対応できる行政書士の裾野を広げ、能力担保を図り、行政側との関係を強化することが重要であるという認識のもとに当委員会が発足しました。

委員会の名称は、医療法、薬機法分野の業務全般を網羅する委員会の方向性を示しています。

委員会の活動を通じ、依頼者の方や行政からの行政書士への信頼獲得および非行政書士の排除を目指してまいります。

※：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律



診療所の事業承継

後継者に適切に個人開設の医療機関経営を承継させたい場合には、生前に計画的に廃止と後継者の診療所の開設手続き（および関係する届出・指定・契約）を切れ目なく行う必要があります。



死後に承継させたい場合は、事実上の期間制限のあるなかでの廃止と、後継者の開設手続き（および関係する届出・指定・契約）を行う必要があります。後者は事前に調査・準備をしていないと困難になりがちな業務となります。

一方、法人開設の医療機関において主体は法人にあります。

よって、

- ①理事長の死亡については役員の変更届（議事録）、および関連登記と届出で対応できます。
- ②院長先生（管理医師）死亡の場合は、管理医師の変更を保健所・厚生局および関係する届出・指定・契約について対応することで足ります。



このように医療機関の継続手続きという面では法人の方が安定しています。しかし、個人開設でも法人開設でも相続を経て医療機関が存続できるというだけではなく、それに伴う労務・税務も視野に入れてどのような方法なら負荷を少なくできるかに配慮しつつ税理士・社会保険労務士その他士業と連携することが必要な業務となります。

個人診療所の開設手続き

- 1 ご相談(ヒアリング等)
- 2 開設等にかかる事前調査
- 3 診療所・病院の開設計画(事業計画書等)
- 4 その他申請準備
- 5 診療所開設届
- 6 保険医療機関・生活保護法指定医療機関指定申請
- 7 保険医療機関・生活保護法指定指定医療機関の指定
- 8 保険診療開始



流れを教えてください



医療法人設立～法人設立診療所の開設手続き



医療法人設立に際しては このような留意点があります

- ・医療法人設立認可申請できる時期・期間が限られている
(東京都では申請受付は年2回でそれぞれ数日間)
- ・申請して認可が下りるまでの期間が長い
- ・そろえる提出書類の多さ
(例：議事録、定款、3年分の予算書、内装費の見積書、賃貸借契約書etc.)



“もしも”

家族が亡くなった時の 手続きリスト

スケジュール



知らない
相続人が
いるかもニャ!



相続とは、ある人が亡くなった時に、
その人（被相続人と呼びます）の
財産を相続人が引き継ぐことです。

お役立ちニャ!



3ヶ月
以内

相続放棄・限定承認の手続き

遺産分割協議

相続財産の分割・名義変更手続き
※

4ヶ月
以内

準確定申告

10ヶ月
以内

相続税申告・納税

※令和6年4月1日から、不動産を相続で取得したことを知った日から
3年以内に相続登記をすることが、法律上の義務となります。

家族が亡くなった時の手続きリスト

基本的な届出・手続き

●役所等への手続き

チェック	届出・手続き	手続き先	期限
<input type="checkbox"/>	死亡届	亡くなった人の本籍地、死亡地または届出人の住所地の市区町村役場	7日以内
<input type="checkbox"/>	死体火(埋)葬許可申請書	同上	7日以内
<input type="checkbox"/>	世帯主変更届	住所地の市区町村役場	14日以内
<input type="checkbox"/>	国民健康保険 喪失・世帯主変更	住所地の市区町村役場	14日以内
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険 喪失・世帯主変更	住所地の市区町村役場	14日以内
<input type="checkbox"/>	介護保険 喪失・世帯主変更	住所地の市区町村役場	14日以内
<input type="checkbox"/>	葬祭料もしくは埋葬料の支給申請	住所地の市区町村役場 又は各健康保険組合	2年以内
<input type="checkbox"/>	高額療養費の請求申請	住所地の市区町村役場	2年以内
<input type="checkbox"/>	年金受給者死亡届	年金事務所	10日以内 (国民年金は 14日以内)
<input type="checkbox"/>	遺族年金や死亡一時金受給の手続き	年金事務所	2年以内
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	亡くなった人の住所地の税務署	年金と不動産所得などが あった方の場合、4か月以内

チェック	届出・手続き	手続き先	期限
<input type="checkbox"/>	医療費控除の還付請求	亡くなった人の住所地の税務署	5年以内
<input type="checkbox"/>	パスポート返納	パスポートセンター	遅滞なく
<input type="checkbox"/>	運転免許証返納(悪用防止のため)	警察署	

● 契約先等への手続き

チェック	届出・手続き	手続き先
<input type="checkbox"/>	公共料金の支払い方法変更もしくは停止	電気・ガス・水道会社
<input type="checkbox"/>	NHKの名義変更もしくは停止	管轄の営業部・センター
<input type="checkbox"/>	固定電話・携帯電話の名義変更もしくは停止	各契約先
<input type="checkbox"/>	クレジットカード解約	各カード会社
<input type="checkbox"/>	インターネット関係	プロバイダー会社等
<input type="checkbox"/>	借地	地主(管理会社)
<input type="checkbox"/>	賃貸住宅	家主(管理会社)
<input type="checkbox"/>	都営住宅等	住宅供給公社等
<input type="checkbox"/>	定期購読・定期購入の停止(新聞・健康食品等)	各会社
<input type="checkbox"/>	その他会員・所属団体・サークル等	各会社・団体

● 勤務先への手続き(在職中の場合)

チェック	届出・手続き
<input type="checkbox"/>	死亡退職届の提出
<input type="checkbox"/>	社員証・パソコン等支給物の返却
<input type="checkbox"/>	未払い給与、退職金、社内預金等の精算
<input type="checkbox"/>	健康保険証の返却

相続手続き

※相続手続きには難しい手続きもありますので、専門家に依頼すると安心です。
依頼できる専門家は手続きによって異なりますので、お気軽にお問合せください。

チェック	手続きの種類	申請機関等	備考
<input type="checkbox"/>	遺言調査	公証役場	公正証書遺言の場合
		法務局	自筆証書遺言書保管制度の場合
<input type="checkbox"/>	自筆証書遺言の 検認	家庭裁判所	
<input type="checkbox"/>	相続人確定の ための戸籍調査	各市区町村役場	亡くなった方の出生から 死亡までのつながった戸 除籍謄本・相続人の全員の 戸籍が必要です。
<input type="checkbox"/>	亡くなった方の 住民票(除票)の 写しの取得	各市区町村役場	
<input type="checkbox"/>	相続人全員の印鑑 登録証明書の取得	各市区町村役場	発行後3か月や6か月以内 などといった有効期限が定 められているケースがあり ますのでご注意ください。
<input type="checkbox"/>	相続財産調査	各金融機関等	ネット銀行等についても、 郵便物や閲覧履歴等にて 要調査
<input type="checkbox"/>	相続放棄、限定承認 をする場合はその手 続き	家庭裁判所	3か月以内(自己のために 相続があったことを知った 時から)



チェック	手続きの種類	申請機関等	備考
<input type="checkbox"/>	(必要な場合のみ)特別代理人・不在者財産管理人・成年後見人選任申立	家庭裁判所	遺言がなく遺産分割協議が必要で、相続人に未成年者・行方不明者・判断能力を欠く方がいる場合
<input type="checkbox"/>	相続財産につき相続人全員で協議し遺産分割協議書を作成	—	協議が必要な相続財産があり、有効な遺言が無い場合
<input type="checkbox"/>	相続税の申告	税務署	10か月以内(相続の開始があったことを知った日の翌日から)
<input type="checkbox"/>	預貯金、株式、投資信託等の払い戻し、解約、名義変更	各金融機関等	
<input type="checkbox"/>	生命保険の保険金受取手続き	各生命保険会社	
<input type="checkbox"/>	自動車の名義変更	運輸支局・軽自動車検査協会	
<input type="checkbox"/>	不動産の名義変更	法務局	3年以内(不動産を相続で取得したことを知った日から)
<input type="checkbox"/>	ゴルフ場・リゾート会員権などの名義変更	各契約先	
<input type="checkbox"/>	遺留分侵害額請求	相続人・家庭裁判所	1年以内(相続の開始および遺留分の侵害を知った時から)、もしくは10年以内(相続開始の時から)

※上記はあくまで一例です。故人や家庭の状況により、必要な手続きは変わります。

終活・エンディングノートについて

終活とは、人生の終焉の準備や老後の生活の準備などをする活動を言います。

エンディングノートの記入、自分の葬儀・お墓の準備、遺言の作成、家財道具や荷物の整理などと人によってやることは様々です。

中でもエンディングノートの記入は、手軽に始められるのでチャレンジする方も多いようです。色々な形式のものが出版されているので、ご自分に合ったものを見つけるのも楽しいかもしれませんね。

— プエンテでは、—

**終活をはじめようという方が、簡単に書いて、
気持ちの整理にも使えるように
「終活 スターティングノート」というエンディングノートを
掲載いたしました。**

ぜひご活用ください。

ワンポイント!

エンディングノートは、自由に書けるのが利点ですが、その反面法的拘束力がありません。遺産分割などについて書いておきたい場合は、きちんと遺言を書いておきましょう!

終活で
こんなことも



入棺体験!



気に入った
遺影を撮影

終活 スターティングノート



終活をはじめるときに
書くといい
エンディングノート
だニャ!

氏 名

記入日

年

月

日

自分について

●プロフィール

ふりがな		
氏名		血液型
生年月日		
住所		
本籍		
TEL		
携帯		
メール		
持病・ 既往歴など		
ペットに ついて		

家系図・家族構成など

介護・後見人について

●介護をお願いしたい人

- 家族 ヘルパーなど介護のプロ
- 家族・親族の判断に任せる

●介護を受けたい場所

- 自宅
- 病院や介護施設
(施設を決めている 施設： _____)
- 家族・親族の判断に任せる

●介護にかかる費用

- 自分の預貯金でまかなう
- 民間の保険に加入している
- 家族・親族からの援助が必要
- 家族・親族の判断に任せる

●後見人

- 配偶者 (夫・妻) に任せたい
- 子 供 (_____) に任せたい
- 知 人 (_____) に任せたい
- 任意後見契約をしている
(契約先： _____)
- 特に考えていない

介護・後見人についての私の想い

A series of horizontal dashed lines for writing.

医療について

●病名と余命の告知

- 病名も余命も告知してほしい
- 病名・余命とも告知しないでほしい
- 病名だけ告知してほしい
- 余命だけ告知してほしい
- 家族・親族に任せたい



●延命治療

- 延命治療を希望する
- 延命治療はせず、尊厳死を希望する
(苦痛をやわらげる緩和ケアを希望する 緩和ケアを希望しない)
- 「尊厳死の宣言書」「リビングウィル」等を作成している
(保管場所： _____)
- 家族・親族に任せたい

●臓器提供・献体

- 臓器提供の意思表示をしている
(臓器提供意思表示カード・運転免許証・健康保険証)
- 献体の登録をしている
※献体を希望する場合は、事前の登録が必要です
(登録団体： _____)
- 臓器提供や献体はしたくない
- 家族・親族に任せたい

医療についての私の思い

A series of horizontal dashed lines for writing.

お墓・葬儀について

●お墓

- 先祖代々のお墓
- すでに購入しているお墓
- これから購入する予定がある
- 納骨堂等で永代供養してほしい
- 樹木葬を希望する
- 家族・親族に任せたい
- お墓は必要ない

(散骨 ・ 手元供養 ・ 他の希望 : _____)

●葬儀

- 葬儀を希望する
 - 友人・知人を多く呼んでほしい
 - 家族・親族のみでやってほしい
 - 遺影に使用してほしい写真がある

(保管場所 : _____)

- その他、お花・音楽・死装束などの希望がある

(希望 : _____)

- 直葬を希望する
- 家族・親族に任せたい

●死後事務委任契約

- 死後事務委任契約をしている

(受任者 : _____)

相続・遺言について

●相続

- “争族”や相続税について具体的な対策をしている

※「争族」とは、遺産相続をめくり親族が争いになってしまうこと

(相談先： _____)

- “争族”や相続税について対策はしていない

対策しなくても大丈夫だと思っている

関心はあるがやっていない

- (_____)に任せている

- 相続人に任せる

●遺言

- 遺言がある

(自筆証書遺言 ・ 公正証書遺言 ・ 秘密証書遺言)

(保管場所： _____)

- 遺言を作成する予定がある

- 遺言はない



相続・遺言についての私の想い

A large rectangular area with a red border, containing horizontal dashed lines for writing.

財産について

●財産一覧

不動産がある ない

自 宅（土地・建物）

（所在地： _____ ）

その他（土地・建物）

（所在地： _____ ）

預貯金がある ない

金融機関名	支店名	連絡先

株式がある ない

預入証券会社	支店名	連絡先

その他有価証券や金融資産等がある ない

種 類	名 称	連絡先

保険に加入している していない

保険会社	支店名	保険の種類・内容	連絡先

負債(借金・ローン)がある 保証人になっている ない

借入先	連絡先	備考

連絡先について

●いざという時に連絡してほしい方

	氏名	連絡先	関係
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			



	氏名	連絡先	関係
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			





行政書士とうきょう PuenTe バックナンバー Puente back number

2020年 Vol.11

特集：行政書士のお仕事って？



- 外国人力士は大変！？
- おうちCaféを始めたい
- 自宅でご当地ナンバー交換
- 一人暮らしの高齢者を守るには？

etc.

付録：エンディングノート

身近な手続き11種をご紹介！

2021年 Vol.12

特集：行政書士の取扱説明書 (トリセツ)



- かわいいネコちゃんたちと一緒に、ネコカフェをオープンしたい
- デジタル遺産ってどうすればいいの？
- 「特定技能」外国人労働者の新しい可能性
- 古物商を始めるには？

etc.

付録：亡くなった時の手続きリスト

行政書士を上手に使いこなそう

今までのプエンテが東京都行政書士会ウェブサイトからダウンロードできます。ぜひご覧ください！



<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/profile/puente/index.html>



2022年 Vol.13

特集：行政書士のお仕事事典



- 帰化するって難しい？
 - コロナ関連の支援金は行政書士がサポート
 - おひとりさまの終活ってどうすればいいの？
 - ドローンを飛ばすにはどうすればいい？
- etc.

付録：行政書士かるたのご紹介

行政書士のお仕事解説

2023年 Vol.14

特集：行政書士のお仕事最前線



- 韓流タレントが日本で芸能活動するには？
 - 犬と猫のマイクロチップ装着は義務？
 - 遺産分割協議に期限はあるの？
 - 合同会社ってどんな会社？
- etc.

付録：人生100年！
Life with 行政書士すごろく

かかりつけ行政書士を
みつけませんか！

プエンテの 発行にあたって

東京都行政書士会 会長
宮本 重則



皆様には、平素より本会の事業に格別のご理解・ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。さて、本会は、「かかりつけ行政書士を都内標準にしよう!」の活動理念のもと、市民・事業者の皆様から私たち行政書士に安心してご相談いただき、業務をご依頼いただけますよう、①職域拡大、②職域確保、③デジタル化への対応、④災害対策、⑤行政書士法改正対応・組織改革の5つの政策を掲げて事業を行っております。

この状況の中で、今回のプエンテの内容にもございます通り、相続・財産管理・成年後見・事業承継等の分野におきましても職域の拡大がすすみ、令和5年4月からスタートした相続土地の国庫帰属承認申請において、申請書等の作成代行ができる専門家に、私たち行政書士が弁護士・司法書士と並んで選定されました。また、東京家庭裁判所立川支部においては、成年後見関係の書類に、行政書士の欄が掲載されるようになりました。さらに、令和5年2月には総務省から、成年後見業務・財産管理業務は、行政書士業務である旨の通達が発出されました。

東京公証人会等とも連携を行い、毎年10月から11月にかけて行われている本会の広報月間では、都内33支部のほとんどにおいて、行政書士・公証人が一緒になり、通常のビジネスや市民生活における各種契約書をはじめ、任意後見契約書、相続、遺言、事業承継などについて無料相談会を行っております。

私たち行政書士は、許認可申請・届出等の官公署への手続き業務をはじめ、相続・遺言・事業承継に代表される市民法務業務、契約書・遺産分割協議書・各種許認可申請の添付書類(説明書・理由書・図面・写真等)作成等の権利義務・事実証明書類作成業務、会社設立・著作権登録申請・会計記帳等の知的財産・経営会計業務、成年後見業務など、数千種類ともいわれる非常に幅広い業務を担っております。

市民・事業者の皆様には何かお困りごとがございましたら、都内約8,000名の本会会員が、皆様の「かかりつけ行政書士」として、親身になって対応いたしますので、お気軽にご相談いただければ幸いです。

今後とも皆様と一緒に、上記5つの政策を実行し、市民・事業者の皆様、そして行政書士の誰もが不幸ゼロ、幸せになるための行政書士会を創ってまいりたいと考えております。

結びにあたり、皆様のより一層のご健勝・ご活躍を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

編集後記

今年もNFLのスーパーボウルを観戦しました。スーパーボウルはアメリカンフットボールの最高峰の大会であり、圧倒的なスケールと熱気に満ちた試合は、一度観るとその魅力に引き込まれてしまいます。観戦といっても、今では、全世界にネット配信される時代ですから、自宅でゆっくり楽しめます。祝日と重なったのも幸いでした。

休日は、フットサルなどスポーツで仕事のストレスを解消し、新たなエネルギーをチャージする貴重な時間として身体を動かすことが多く、画面でじっくり観戦するスポーツとなるとそう多くはなく、スーパーボウルはそのうちでも欠かせないものの一つで、毎年楽しみにしています。身体を動かすか画面観戦かに関わらず、スポーツの楽しみは人々をつなぎ、心を豊かにしてくれるので、そういう時間は大切にしたいと思います。今年のスーパーボウルは前後半で決着がつかず延長戦となり、さらには延長戦終了間際の大逆転タッチダウンで幕切れという、劇的なゲームとなりました。どのような状況でも、チームメイトを信じ、最後まで諦めないプロとしての姿は、我々の日常そのものかもしれません。

広報部では、毎年この時期に、時間制限とプレッシャーの中で精神的にもギリギリの状態になりながら、プエンテの編集に取り組みます。どんなに厳しい状態になっても、仲間を信じ、最強のチームワークで乗り切り、プエンテVol.15も無事に発刊することができました。

『プエンテVol.15 行政書士が教える相続ハンドブック』、この一冊が、皆様の人生の一助になれば幸いです。最後になりましたが、発刊にあたり取材を快くお引き受けくださった皆様をはじめ、ご協力いただいたすべての皆様に感謝申し上げます。

広報部次長 井手尾 博之

行政書士とうきょう増刊号 **プエンテ** [Puente] Vol.15

令和6年3月31日発行

各種お問い合わせは、東京都行政書士会事務局まで。
TEL 03-3477-2881 MAIL info@tokyo-gyosei.com

編集

東京都行政書士会広報部
担当副会長 浅野幸恵
編集委員長 榎本 晃
編集委員 井手尾博之 三五政彰
荒井重広 大門則亮
益子光宣 及川弘子
江川さやか 妹尾ひかる
古林孝一 中里 裕
吾妻佑紀 半田正美

発行人

東京都行政書士会
会長 宮本 重則
〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6
TEL 03-3477-2881
FAX 03-3463-0669
<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

デザイン・制作

株式会社 DNPメディア・アート
有限会社 ディーエヌデザインセンター

印刷所

大日本印刷株式会社

本誌記載記事の無断転載・複製を禁じます。

 東京都行政書士会

